

宇部市ときわ公園公式フェイスブックに関する運用規程

令和3年4月1日

宇部市観光・シティプロモーション推進部ときわ公園企画課

(目的)

- 1 フェイスブックが持つ拡散性、即時性、滞留性を活かすことで情報の伝播効果を期待し、ときわ公園に関する様々な情報を、フェイスブックページ機能を使って積極的かつ迅速に発信することを目的とする。

(適用)

- 2 この運用規程は、宇部市ソーシャルメディア等に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に基づき、宇部市ときわ公園公式フェイスブックページ（以下「公式フェイスブックページ」という。）を利用して情報発信する際に適用する。

(アカウント登録)

- 3 ときわ公園企画課にフェイスブック担当者を置き、公式フェイスブックページの作成、管理、運用及び総括的な事務に当たる。
- 4 ときわ公園企画課は、公式フェイスブックページを利用し、情報発信を希望する課等に対し、発信に必要なログインID及びパスワードを通知する。

(情報発信)

- 5 原則として、公式フェイスブックページはときわ公園企画課で管理する。
- 6 情報を発信する課等は、課等内にフェイスブック担当者を置く。
- 7 情報を発信する課等は、課等の単位で情報を発信し、その課等の長が情報発信の責任を負う。

(対応時間)

- 8 原則として、執務時間内（宇部市の休日に関する条例第1条第1項各号に掲げる日を除く8時30分から17時15分まで）に投稿する。

(意思決定)

- 9 情報発信については、原則として情報発信する課等の長の承認を必要とする。ただし、次に掲げるものはフェイスブックの特性や情報発信の即時性を考慮し、フェイスブック担当者の判断により公式フェイスブックに直接情報を発信できるものとする。
 - (1) 既に一般に周知されている事項について再度、正しい情報として発信する場合。
 - (2) イベント、競技会等の現況・結果などについて情報発信する場合。
 - (3) 法令等で定められている内容の情報を発信する場合。

(お気に入りのページ登録の禁止)

- 10 原則として、他のフェイスブックページは登録しない。ただし、各課のフェイスブックページや公的機関、業務上関係の深いと認めるフェイスブックページについては例外とすることができる。

(市以外のページ・アカウントへのコメント及び返信コメントの禁止)

- 11 市以外のフェイスブックページへのコメントは行わない。ただし、各課のフェイスブックページや公的機関、業務上関係の深いと認めるページ又はアカウントへのコメントはフェイスブック

担当者の判断で例外とすることができる。

また、公式フェイスブックページに対するコメント（意見や反応等）については、原則として返信コメントしない。

（市以外のフェイスブックページのシェア及び「いいね！」機能使用の禁止）

- 12 市以外のフェイスブックページには、原則としてシェア及び「いいね！」機能を使用しない。
ただし、各課のフェイスブックページや公的機関、業務上関係の深いと認めるページ又はアカウントへのシェア及び「いいね！」機能の使用は担当者の判断で例外とすることができる。

（ホームページへの表示）

- 13 ときわ公園企画課は、公式フェイスブックページを市の公式ホームページ上にリンクを掲載し、情報発信を行うとともに、なりすましでないことを証明する。
14 ときわ公園企画課は、ガイドライン及びこの運用規程をホームページ上に掲載する。

（なりすましへの対応）

- 15 ときわ公園企画課は、公式フェイスブックページになりすましたページ及び公式なものと誤解を招くページを発見した場合は、ホームページ等において情報を発信し、なりすましページが存在することへの注意喚起を行うものとする。

（不適切なコメントの取り扱い）

- 16 公式フェイスブックページに寄せられたコメントのうち、法令や公序良俗に反すると思われるもの、発信した情報と関連がないものなどフェイスブック担当者が不適切と判断したコメントについては、コメント投稿者の許可を得ることなく投稿の削除又は非表示の措置をとることがあること。

（遵守事項）

- 16 法令、ガイドライン及びこの運用規程を遵守すること。

（登録の解除等）

- 17 ときわ公園企画課長は、法令、ガイドライン及びこの運用規程に照らし、重大な利用違反や不正利用等が判明した場合は、その課等の発信を辞めさせることができる。

（協議事項）

- 18 この規程に定めていないものについては、ときわ公園企画課長と情報を発信する課等の長が協議して定めるものとする。